

特別警報発表時における登下校について（お願い）

近年の大規模な災害の発生への対応として、気象庁は気象業務法を改正し、平成25年8月から新たに「特別警報」を創設しました。これを受け、刈谷市では、下記のように対応することを確認させていただきますのでよろしくお願いします。

記

1 登校する前に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合（刈谷市）

◎休校とする。

※特別警報解除後も、その日は登校はしません。（例：午前5時に解除された場合もその日は休校となります）

※特別警報は、「大雨」「高潮」「津波」「大雪」など、現象の種類に応じて発表されます。いずれの場合も特別警報であれば同様の対応になります。

※「大津波警報」「噴火警報」は〇〇特別警報としては発表されませんが、特別警報として位置づけられます。

2 登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

◎即刻授業を中止します。保護者の方に学校にお迎えに来ていただきます。

保護者の方が不在の場合は学校待機とし、できるだけ早い時間にお迎えに来ていただくことになります。

特別警報は、自治体や報道機関を通じて次のような方法で伝えられます。情報の収集に努めてください。

テレビ ラジオ 気象庁ホームページ インターネット 広報車 防災無線 など
きずなネットでもお知らせします。

対応の原則：ただちに命を守る行動をとる

※解除された場合は、翌日から授業を行います。

◎ 暴風警報（暴風雪警報）発令時

1 登校する前に名古屋地方気象台から暴風警報（暴風雪警報）が発表されている場合（刈谷市）

- ・ 午前 6 時に警報が発表されている場合は、学校は休校とする。
（午前 6 時ちょうどに解除された場合は、当日の授業を行う）

2 登校後に名古屋地方気象台から暴風警報（暴風雪警報）が発表された場合（刈谷市）

授業を中止して安全を確認した後、通学団で下校させますので、対応をよろしくお願いいたします。

きずなネットでお知らせしますので、保護者の方が不在の場合は必ず学校まで連絡をお願いします。児童は学校待機とし、できるだけ早い時間にお迎えに来ていただくことになります。

◎ 地震速報発令時

1 登校する前に、震度 5 弱以上の地震が起きた場合、「地震注意情報」「警戒宣言」が発令された場合

休校とする。

2 登校後に、震度 5 弱以上の地震が起きた場合、「地震注意情報」「警戒宣言」が発令された場合

即刻授業を中止します。保護者の方に学校に迎えに来ていただきます。

保護者の方が不在の場合は学校待機とし、できるだけ早い時間にお迎えに来ていただくことになります。

※いずれの場合も、解除された場合は、翌日から授業を行います。